

京都市告示第 110 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 7 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで、次の者を京都市公金徴収受託者とし、粗大ごみ処理手数料の徴収事務を委託します。

平成 19 年 6 月 29 日

京都市長 梶本 頼兼

氏名又は名称	住 所
東末 勝之	京都市山科区東野狐藪町 1 - 20

(生活環境美化センター)